

8 賃金・退職給付制度の改定に関する状況【単位組織組合及び本部組合】

(1) 正社員について

正社員の賃金・退職給付制度について、過去1年間に組合員が所属する事業所において改定又は導入が「実施された」事項をみると、「賃金制度の改定」56.9%、「退職給付算定方法の見直し」24.6%などとなっている。

各事項ごとに改定又は導入が「実施された」と回答した労働組合について、改定又は導入にあたって「労働組合が関与」した割合をみると、「賃金制度の改定」91.8%、「退職給付算定方法の見直し」77.4%となっている。また、労働組合の関与の仕方をみると、すべての事項において「労使協議機関で協議した」が多くなっている。(第17表)

(2) 正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）について

正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）について、過去1年間に組合員が所属する事業所において「賃金制度の改定」が「実施された」は34.2%、「退職給付制度の導入」が「実施された」は19.0%となっている。

各事項ごとに改定又は導入において「労働組合が関与」した割合をみると、「賃金制度の改定」54.5%、「退職給付制度の導入」24.2%となっている。また、労働組合の関与の仕方をみると、すべての事項において「労使協議機関で協議した」が多くなっている。(第17表)

第17表 事業所における賃金・退職給付制度の改定の有無及び労働組合の関与の有無・関与の仕方別割合
(単位組織組合及び本部組合)

区分	計	労働組合の関与の有無							実施されなかった	不明
		実施された	関与の仕方（複数回答）				労働組合の関与なし			
			労働組合の関与あり	労使協議機関で協議した	団体交渉を行った	その他				
〈正社員について〉										
賃金制度の改定	100.0	56.9 (100.0)	(91.8) <100.0>	<64.6>	<46.8>	< 0.7>	(8.2)	36.0	7.1	
退職給付算定方法の見直し	100.0	24.6 (100.0)	(77.4) <100.0>	<73.0>	<31.5>	< 5.1>	(22.6)	64.4	11.0	
退職一時金の年金化 ¹⁾	100.0	14.6 (100.0)	(47.7) <100.0>	<85.5>	<11.9>	< 5.6>	(52.3)	71.9	13.5	
確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行	100.0	23.5 (100.0)	(60.2) <100.0>	<87.8>	<10.7>	< 4.8>	(39.8)	64.2	12.3	
退職給付を縮小、廃止し賃金に振り分ける退職給付前払い制度の導入	100.0	10.9 (100.0)	(29.9) <100.0>	<78.7>	<23.3>	< 5.1>	(70.1)	74.8	14.3	
その他の退職給付制度	100.0	16.2 (100.0)	(54.4) <100.0>	<74.0>	<34.6>	< 1.7>	(45.6)	70.3	13.5	
〈正社員以外の労働者について〉 ³⁾										
賃金制度の改定	100.0	34.2 (100.0)	(54.5) <100.0>	<65.1>	<41.7>	< 1.3>	(45.5)	54.9	11.0	
退職給付制度の導入	100.0	19.0 (100.0)	(24.2) <100.0>	<71.2>	<29.5>	< 3.8>	(75.8)	68.9	12.1	

注：（ ）内は、組合員が所属する企業において、過去1年間に改定が実施された労働組合に対する割合である。

〈 〉内は、改定に当たって関与した労働組合に対する割合である。

1) 退職一時金の全部又は一部を年金給付（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等）に移したものをいう。

2) 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済の導入、移行をいう。

3) 派遣労働者を除く。